

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、日本列島の最南端に位置しアジアとの結節点の国境都市である。地域の人口は、約 49,800 人、医学の進歩等による死亡率低下に伴い、老年人口が増大傾向にあるが、出生数は減少傾向である。全国的傾向と同様に少子高齢化が進んでいる。産業は、第 3 次産業「卸売・小売業」、第 2 次「建設業」、第 1 次産業「農業」と順でバランスよく構造されており、多様な業種が地域の経済並びに雇用を支えている。南ぬ島石垣空港の開港以降、各産業の好調な伸びが見られたが、新型コロナウイルスの影響と、社会情勢の変化によるエネルギー価格の高騰により収益は悪化しており、価格転嫁等による収益の改善が必要な状況となっている。

また、市内の中小企業者は生産年齢人口の減少等により、後継者不足、人手不足などの課題に直面している。生産性の向上による人手不足に対応した基盤構築のため、企業の積極的な設備投資を支援していく必要がある。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、地域の経済がさらに発展していくことを目指す。

これを実現とするための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目的とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業において、多様な業種が経済並びに雇用を支えているため、これらの事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、幅広い産業の様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

石垣市の産業は、島内広域に立地しているため広く、事業者の生産性向上を実現する観点から石垣市全域とする。

## （２）対象業種・事業

石垣市の産業は、卸売業・小売業・建設業・農林水産業と多岐に亘り、多種多様な業種が経済並びに雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画における労働生産性が年平均３％以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## ４ 計画期間

### （１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日）から２年間（令和９年３月３１日）とする。

### （２）先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から３年間、４年間、５年間とする。

## ５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### （備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。